定額自動送金規定

1. 送金指定内容の届出

定額自動送金のお取扱いにあたっては、予め送金月・送金日・送金金額・受取人名・送金金額引落 指定預金口座等を当金庫所定の用紙によりお届けください。

2. 手数料

- (1) このお取扱いにあたっては、当金庫所定の振込手数料および基本手数料をいただきます。手数料 改定の際は、改定内容を店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。
- (2)送金の結果、振込先金庫(銀行)受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できないときは、その月の送金は取り止めたものとして預金口座へ送金額を返戻します。この場合の振込手数料および基本手数料については返戻いたしません。

3. 送金金額

送金金額は原則として毎月一定金額とします。ただし異例月を定めた場合は、年12回まで異なった金額を指定することができます。

4. 指定預金口座からの引落し

- (1)指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および払戻請求書等の提出を受けずに金庫所定の方法により処理いたします。なお、振込手数料および基本手数料についても同様の方法により処理いたします。
- (2) 指定預金口座からの引落しに際し、他にもその指定口座より引落しすべきものがある場合は、その引落しの順序については金庫の任意といたします。
- (3) 前号による引落しの結果、指定預金口座の残高が送金金額と振込手数料および基本手数料の合算金額に満たないときは特に通知せずに、その月の送金は取り止めいたします。
- (4) この取扱いによる預金口座引落通知または振込受取書等の送付はいたしません。

5. 送金の取り止め、変更等

送金を取り止める場合または送金指定項目を変更する場合は、直ちに当金庫にお届けのうえ所定の 手続きをお取りください。万一、届出がなかったことによって生じた損害等については当金庫はその 責を負いません。

6. 解約

- (1) この契約は、期間の定めのあるものは送金期間の満了をもって終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

7. 免責事項

- (1) 通信機器、回線およびコンピュータの障害等やむを得ない事由によって送金が遅延することがあっても、そのために生じた損害等については当金庫はその責を負いません。
- (2) このお取扱いについてかりに紛議が生じましても当金庫はその責を負いません。

8. 規定の変更

- (1) 当金庫は、この規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものといたします。
 - ①この規定の変更が依頼人の利益に適合するとき
 - ②この規定の変更が、定額自動送金契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前項によりこの規定を変更するにあたり、当金庫は、予めこの規定を変更する旨及び変更後の規定の内容とその効力発生日を、当金庫ウェブサイトへの掲載により公表し、その他相当の方法で周知いたします。
- (3) 第1項の規定の変更は、前項により公表等をする効力発生日に、変更の効力が生ずるものといたします。

以上